

平成 26 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

ASEAN 主要国及び台湾における特許及び商標の  
審査基準・審査マニュアルに関する調査研究報告書  
【特許編】

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

## 第Ⅲ部 調査対象国・地域の審査基準関連資料の詳細

### 1. シンガポール

(IPOS : Intellectual Property Office of Singapore)

シンガポールにおける特許関連法規

シンガポールにおける特許関連法規は以下のとおりである。

- ・ 2005 年特許法(2014 年 2 月 14 日改正)<sup>1</sup>
- ・ 2014 年特許規則(2014 年 2 月 14 日改正)<sup>2</sup>
- ・ 特許(法令違反の制裁)規則 2007 年<sup>3</sup>

#### 1. 1 シンガポール知的財産庁で作成されている審査基準及びその概要

- ・ IPOS での特許出願のための審査ガイドライン(Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS ; 以下「特許審査ガイドライン」という。)<sup>4</sup>  
2014 年 2 月版

概要 :

特許審査ガイドラインは、2014 年 2 月 14 日の特許法の改正に伴って、改正され、大

---

<sup>1</sup> シンガポール特許法

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3A%222e82e574-7304-4657-b7c4-54e289938d1d%22%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0>

(英語) (最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

<sup>2</sup> シンガポール特許規則

特許規則 2007 年改訂版

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=CompId%3Aadc8b7fc8-aac2-4a53-8d68-6a5a20738ecb;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2Faol%2Fbrowse%2FyearResults.w3p%3BpNum%3D1%3Bt ype%3DslGaz%3Byear%3D2014;whole=yes>

(英語) (最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

特許(改正)規則 2014 年

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=CompId%3Aadc8b7fc8-aac2-4a53-8d68-6a5a20738ecb;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2Faol%2Fbrowse%2FyearResults.w3p%3BpNum%3D1%3Bt ype%3DslGaz%3Byear%3D2014;whole=yes>

(英語) (最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=CompId%3Ae5a06df7-14d2-41af-af4a-3575d0610257;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2Faol%2Fbrowse%2FyearResults.w3p%3BpNum%3D1%3Bt ype%3DslGaz%3Byear%3D2014;whole=yes>

(英語) (最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

<sup>3</sup> 特許(法令違反の制裁)規則 2007 年

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3A805745b1-a03a-4aba-99ee-f0da08d1ee4a%20Depth%3A0%20ValidTime%3A01%2F10%2F2007%20TransactionTime%3A01%2F10%2F2007%20Status%3A inforce;rec=0;whole=yes>

(英語) (最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

<sup>4</sup> IPOS での特許出願のための審査ガイドライン

[http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Patents/Examination%20Guidelines%20for%20Patent%20Applications%20at%20IP OS\\_Feb%202014.pdf](http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Patents/Examination%20Guidelines%20for%20Patent%20Applications%20at%20IP OS_Feb%202014.pdf)

(英語) (最終アクセス日:2015 年 2 月 5 日)

幅に内容が充実した。

目次：

1. 序論
2. 明細書及びクレームの解釈
3. 新規性
4. 進歩性
5. 出願
6. 発明の単一性
7. 補正及び訂正
8. 特許対象及び産業上の利用可能性

### 1. 1. 1 審査基準関連資料の法的な位置付け及び法的拘束力

特許審査ガイドラインは、法的拘束力がない、単なる指針である<sup>5</sup>。

特許審査ガイドラインの「1. 序論」には、本ガイドラインは、審査官が、審査の過程で特許法及び規則の適用についてよりよく理解することを目指すことが説明されており、法的拘束力がないことが示されている。

### 1. 1. 2 審査基準関連資料の作成及び改訂

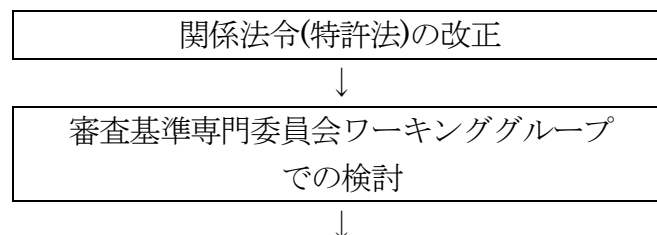
#### (1) 審査基準関連資料改訂の理由

特許審査ガイドラインの改訂理由としては、次の理由が挙げられる。

- ・関係法令の変更

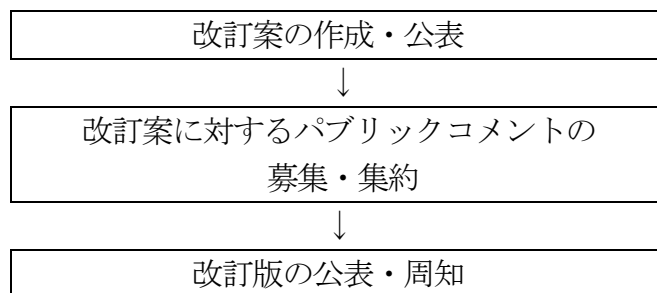
#### (2) 審査基準関連資料の改訂の流れ

審査ガイドラインの改訂の流れは以下のとおりである<sup>6</sup>。



<sup>5</sup> 法律事務所アンケートの回答に基づいて作成した。

<sup>6</sup> 法律事務所アンケートの回答に基づいて作成した。



特許審査ガイドラインの改訂の表紙の次頁には、「誤記に対する注意喚起、また、訂正のための示唆にかかわる読者からのフィードバックは、大いに助かり、それは、次の宛先へ、電子メールによって送付可能である・・・」との説明があり、普段から一般からの意見を収集していることがわかる。

### 1. 1. 3 審査基準関連資料の改訂の頻度

特許審査ガイドラインは 2005 年改正(Rev.Ed)後、訂正(Amended)が何度も行われており最新の改訂は 2014 年 4 月 30 日である。

特許審査ガイドラインの改訂の表紙の次頁には、「審査ガイドラインは、シンガポール国の特許法及び施行規則の進展を考慮して、定期的な間隔で、更新される。(These Guidelines will be updated at regular intervals・・・)」との説明がされており、定期的に見直しが行われているものと思われる。この点については、法律事務所のアンケートでも「定期的

に改訂される。」と回答されている。

なお、今回の改訂は 2014 年 2 月 14 日付特許法改正による。特許法の大きな改正点は、IPOS の審査官による積極的な審査が導入された点である。改正前は、新規性等の特許要件の判断は出願人自らが行う「自己評価」に基づいて登録がされていたため、特許要件を具備しない発明についても登録がされていた。改正後は、審査官による拒絶理由を解消しなければ登録されなくなった。

### 1. 2 審査関連資料の内容について

IPOS が作成している審査関連資料において、下記の項目に関する該当箇所は、以下のとおりである。

#### 1. 2. 1 発明(特許対象・非特許対象/特許事由・不特許事由)

「発明(特許対象・非特許対象/特許事由・不特許事由)」に関する内容は、「8. 特許対象及び産業上の利用可能性」の以下の項目において説明されている。

## 8. 特許対象及び産業上の利用可能性

### A. 法定要件

- i. 発見
- ii. 科学的理論と数学的方法
- iii. 審美的な創造：文学的、演劇的、音楽的又は美術的な著作物
- iv. 知的活動、遊戯又は事業を行うための計画、規則及び方法
- v. 情報の開示

## 1. 2. 2 産業上の利用可能性・有用性

「産業上の利用可能性・有用性」に関する内容は、「8. 特許対象及び産業上の利用可能性」の「B. 産業上の利用可能性」の「i」において説明されている。

## 8. 特許対象及び産業上の利用可能性

### B. 産業上の利用可能性(8.26－8.27)

- i. 確立された物理法則に反する対象(8.28－8.29)

「8.27」には、「『産業』は広い意味で解釈すべきであり、知的若しくは美的活動から区別される、有用かつ実質的な活動を含む」こと、及び「利益の有無を問わない」旨が説明されている。

## 1. 2. 3 新規性

「新規性」に関する内容は、「3. 新規性」において説明されている。

なお、特許法第14条には、「発明は、技術水準の一部を構成していない場合は新規とみなされる」、「技術水準」は「優先日前にシンガポール若しくは世界のいずれかの場所で、文書、口頭陳述、使用又は他の方法によって、公衆の利用可能な状態に置かれていたすべての事項を含むと解する」ことが規定されている。

### (1) クレームに係る発明の認定

#### a) クレーム解釈の基本的な考え方

「クレーム解釈に関する基本的な考え方」に関する内容は、「2. 明細書及びクレームの解釈」の「A. 背景」、「B. 特許発明の範囲」及び「F. 解釈の手引き」の以下の項目において説明されている。

## 2. 明細書及びクレームの解釈

### A. 背景(2.1-2.4)

### B. 特許発明の範囲(2.5-2.7)

### F. 解釈の手引き(2.34-2.39)

「A」の中の「2.1」及び「B」の中の「2.5」には、クレームは明細書や図面を踏まえて解釈されることが説明されている。「A」の中の「2.3」には、審査官が特許文献を解釈する際に以下のようなヒントが役立つことがわかることが説明されている。

- 「(a) 明細書の前にクレームを読む
- (b) クレームにある定義から発明を引き出す
- (c) 他の審査官に相談する」

「F」の中の「2.38」には、用語についての一般的アプローチについて説明されている。

- 「(1) クレームの用語は当業者にとって明確な意味を有するか？
- (2) 明細書に使われている用語の文脈が用語の意味を変更するか？
- (3) 明細書は用語の特別な意味を課すか？」

## b) 特有の表現で特定されたクレームに係る発明<sup>7</sup>

「特有の表現で特定されたクレームに係る発明」に関する内容は、「2. 明細書及びクレームの解釈」の中の「F. 解釈の手引き」の以下の項目において、例を挙げて説明されている。

## 2. 明細書及びクレームの解釈

### F. 解釈の手引き

- i. 特別な意味
- ii. 曲解又はクレームの書き換えを避ける
- iii. 独立クレームと従属クレーム
- iv. 非制限的(open-ended)用語と制限的(closed-ended)用語
- v. クレームにおける参照番号
- vi. 「・・・における・・・の使用」(Use of・・・in・・・)クレーム
- vii. 「使用のための」(for use)の物のクレーム
- viii. プロダクトバイプロセスクレーム
- ix. 既知の装置を使用する方法のクレーム
- x. 選択クレーム/マーカッシュクレーム

「ii」には、明細書内に記載された制限事項に依存して曲解したり又はクレームの書き換えすることがないように注意すべきことが説明されている。たとえば、クレーム中の特徴

<sup>7</sup> 機能、特性、性質、作用若しくは物の用途を用いてその物を特定しようとする記載又は、製造方法で特定された製品等

について、明細書に好ましい範囲や実施形態が記載されていても、それをクレームの範囲に加えて意味を取るべきではない(特別な意味を明白にしている場合でない限り)。ただし、クレーム中の言葉が特殊な意味を有するとしか読み取れない場合は、クレームをより限定された意味で読むことが許されることが説明されている。

「iv」には、「からなる(consisting of)」と「含む(comprising)」の一般的な解釈が説明されている。「からなる(consisting of)」は一般的には限定されていると解釈され、列挙されている選択肢からのみから選択されるであろうことが説明されている。「含む(comprising)」は一般的には非限定的と解釈され、他の選択肢が含まれている場合があることが説明されている。

また、「vi」には、「・・・における・・・の使用(Use of・・・in・・・)」のクレーム及び「・・・に使われるとき(・・・when・・・used・・・)」のクレームは、方法クレームとして解釈されることが説明されている。

## (2) 先行技術の認定

### a) 先行技術の定義

「先行技術の定義」に関する内容は、「3. 新規性」の「A. 法定要件」及び「C. 先行開示」において説明されている。

#### 3. 新規性

##### A. 法定要件(3.1-3.4)

##### C. 先行開示(3.11-3.17)

「A」の中の「3.4」には、シンガポールの裁判所は、新規性判断のアプローチにおいてイギリスの先例に従うことが説明されている。そのアプローチは、「SmithKline Beecham Plc's (Paroxetine Methanesulfonate)Patent [2006] RPC 10」に要約されており、そこにはイギリスの貴族院(the House of Lords)が先行技術のために2つの要件(先行開示及び実施可能性)があることを判決した旨が説明されている。

### b) 先行文献の基準日の認定

「先行文献の基準日の認定」に関する内容のうち、優先日については「3. 新規性」の中の「M. 優先日」において説明されている。

#### 3. 新規性

##### M. 優先日

### c) 引用発明の認定

「引用発明の認定」に関する内容は、「3. 新規性」の中の「A. 法定要件」、「B. 新しい先行技術の提起」及び「D. 実施可能性」において説明されている。

- |  |
|--|
| 3. 新規性<br>A. 法定要件<br>B. 新しい先行技術の提起<br>D. 実施可能性 |
|--|

### (3) 新規性の判断

#### a) 新規性の判断手法

「新規性の判断手法」に関する内容は、「3. 新規性」の中の「A. 法定要件」及び「C. 先行開示」において説明されている。

- |   |
|---|
| 3. 新規性<br>A. 法定要件<br>3.3, 3.4<br>C. 先行開示(3.11-3.17) |
|---|

#### b) 特有の表現で特定されたクレームに係る発明に対する新規性の判断

「特有の表現で特定されたクレームに係る発明に対する新規性の判断」に関する内容は、「3. 新規性」の中の「G. 『内在の』開示」及び「J. 『・・用の』(for)クレーム及び『使用の』(use)クレームの予期」において説明されている。

- |   |
|---|
| 3. 新規性<br>G. 「内在の」開示<br>J. 「・・用の」(for)クレーム及び「使用の」(use)クレームの予期 |
|---|

### (4) グレースピリオド

「グレースピリオド」については、「3. 新規性」の「N. 新規性の例外：グレースピリオド」の以下の項目において説明されている。

- |                              |
|------------------------------|
| 3. 新規性<br>N. 新規性の例外：グレースピリオド |
|------------------------------|



### 3.74－3.76

- i. 学術団体(3.77)
- ii. 国際博覧会(3.78－3.80)

「3.74－3.76」には、特許法第 14 条(4)とほぼ同じ内容が説明されている。すなわち、グレースピリオドが適用される条件としては、以下のいずれかを満たす必要があることが説明されている。

- 「(a) 開示が、発明者から秘密に知得した者又はこの知得者から知得した者等による、不法に又は秘密に反して取得した事項による場合
- (b) 開示が、発明者又は発明者から知得した者から秘密に当該事項を知得した者により、秘密に反して行われた場合
- (c) 開示が、発明者による当該発明の国際博覧会における展示の場合であって、所定期間内に所定の書類が提出された場合
- (d) 開示が、発明者自身若しくは発明者の同意を得た第三者により、いずれかの学術団体の前又は学術団体の会報中の論文で説明された場合」

「3.76」には、グレースピリオドの規定は出願日から 12 か月以内の開示に適用され、これはシンガポールでの出願日を意味し、外国での基礎出願のような優先権主張の出願日ではないことが説明されている。

「i」には、特許法第 14 条(5)で定義されている学術団体について、更に詳しく以下のような説明がされている。「『学術団体』とは、特有のテーマの発展を促進し体系化しようとする人の集まりで、通常は議論の場を提供してアイデアを交換し意見を戦わせ、その会議の記録を出版により情報を普及させるものである。」

## 1. 2. 4 進歩性

進歩性については、「4. 進歩性」において説明されている。

### (1) 進歩性の判断に適用される基本的手法

「進歩性の判断に適用される基本的手法」に関する内容は、「4. 進歩性」における以下の項目において説明されている。

#### 4. 進歩性

- B. 一般原則(4.4－4.14)
- C. 後知恵の回避：進歩性の判断基準(4.15－4.17)
- D. 「ウインドサーフィンテスト(The Windsurfing Test)」(4.18－4.21)
- E. 修正「ウインドサーフィンテスト」：「ポゾッリ(Pozzoli)」アプローチ(4.22－4.24)
- G. 進歩性に関する検討の開始点(4.30－4.37)

H. 進歩性に関する開示の組み合わせ(「寄せ集め(mosaicing)」)(4.38-4.47)

I. 発明は自明か?(4.48-4.52)

「B. 一般原則」の「4.6」及び「4.9」には、進歩性の判断にはイギリスの控訴裁判所(The UK Court of Appeal)で出された「Windsurfing International Inc. v Tabur Marine (Great Britain) Ltd, [1985] RPC 59」の判決により、「ウインドサーフィンテスト」が採用されていることが説明されている。

「C. 後知恵の回避：進歩性の判断基準」の「4.15」には、このテストは進歩性の判断に後知恵が使われることを回避するためのものであることが説明されている。

「D. ウインドサーフィンテスト」には、このテストの詳細が説明されており、上記判決で示された自明性を評価する際の4ステップ・アプローチについて説明されている。4ステップ・アプローチとは、下記のとおり。

- 「(1) クレームしている発明概念を特定する。
- (2) 優先日において通常の技術を備えているが平凡な対象者というマントル(mantle)を想定し、この者にその優先日において問題となる技術について共通の一般的知識が何であったのかを当てはめる。
- (3) 「公知又は公用である」ものとして引用された事項と、主張する発明との間に差異が存在すれば、その差異を特定する。
- (4) 主張する発明の知識を伴わずに、これらの差異が当業者にとって自明であったステップを構成するのか、又はそれが何らの程度の発明を要求するのか判断する。」

「E. 修正ウインドサーフィンテスト：ポゾリアアプローチ」には、イングランド・ウェールズ控訴院(England and Wales Court of Appeal)で出された「Pozzoli SPA v BDMO SA [2007] EWCA Civ 588」の判決において示された、ウインドサーフィンテストを修正した「ポゾリアアプローチ」について説明されている。

「4.22」には、このアプローチはシンガポール裁判所では正式には採用しておらず、ウインドサーフィンテストとの違いは内容ではなく形式であることが説明されている。

「4.23」にはこのアプローチの概要が以下のとおり、説明されている。

- 「(1)(a) 観念上の「当業者」を特定する。
  - (b) その当業者が関与する共通の一般的知識を特定する。
- (2) 問題となるクレームの発明概念を特定する、又はそれが容易にできなければそれを解釈する。
- (3) 「技術水準」の一部を構成するものとして引用された事項と、クレーム又は解釈後のクレームの発明概念との間に差異が存在すれば、その差異を特定する。
- (4) クレームで主張する発明に関する知識を伴わずに見た場合、これらの差異が当業者にとって自明であったステップを構成するのか、又はそれが何らの程度の発明を要求するのか？」

「4.24」には、ポゾリアアプローチはシンガポールの裁判所では正式に採用されていな

いが、審査官は進歩性に対する異議をうまく説明するために利用するであろう、ステップ(1)(a)及び(1)(b)はクレーム解釈の際にはどんな事例でも要求されるので、ポズリアップローチはウインドサーフィンテストで示唆されているテストを単に明確に述べているにすぎないことが説明されている。

## (2) 先行技術とクレームとの相違点の判断基準

### a) 先行技術の組み合わせ

「先行技術の組み合わせ」に関する内容は、「4. 進歩性」の「H. 進歩性に関する開示の組み合わせ(「寄せ集め(mosaicing)」)において説明されている。

#### 4. 進歩性

##### H. 進歩性に関する開示の組み合わせ(「寄せ集め(mosaicing)」)(4.38-4.47)

「4.44」には、2以上の文献による開示を組み合わせることの自明性を決定することについて、「UK Manual of Patent Practice (April 2009)」の紹介が記載されている。

「4.45」には、寄せ集め(mosaicing)は、別々の文献でなくても、同じ文献中の異なる部分の寄せ集めでも適切であることが説明されている。

「4.47」には、結合する情報部分の数には制限がないが、数が多ければ多い程、進歩性を有する可能性が高くなることが説明されている。

### b) 共通の一般的知識の問題

「共通の一般的知識の問題」に関する内容は、「2. 明細書及びクレームの解釈」の中の「D. 当業者」及び「E. 共通の一般的知識」、「5. 出願」の中の「J. 発明の開示発明の開示」の中の「ii. 当業者の役割」に説明されている。

#### 2. 明細書及びクレームの解釈

##### D. 当業者(2.21-2.24)

##### E. 共通の一般的知識(2.25-2.33)

#### 5. 出願

##### J. 発明の開示

##### ii. 当業者の役割(5.107-5.113)

「D. 当業者」には、当業者の定義が説明されている。

「E」の中の「2.31」には、「共通の一般的知識」は技術の特質によるものであり、比較的少数の人々に保有されている知識である場合があること、「2.32」には、少数の人によく知られていても、その当業者の大多数によって知られていない限り共通の一般的知識

の一部とはみなされないことが説明されている。

「E」の中の「2.33」には、標準的なテキスト、広く引用されている科学論文、業界標準一式等が共通の一般的知識の一部を形成するのに役立つことが説明されている。

#### c) クレームに記載された発明の効果の取り扱い

「クレームに記載された発明の効果の取り扱い」に関する内容は、「4. 進歩性」の中の「I. 発明は自明か？」の中の「vii」及び「viii」において説明されている。

#### 4. 進歩性

##### I. 発明は自明か？

vii. 発明の利点

viii. 選択発明

#### 1. 2. 5 拡大先願・先願

「拡大先願」に関する内容は、「3. 新規性」の中の「A. 法定要件」の中の「3.2」及び「L. 『全内容的(Whole of contents)』新規性」において説明されている。

#### 3. 新規性

##### A. 法定要件

3.2

##### L. 「全内容的」新規性

3.65–3.69

「L」には、出願の優先日に開示されていないシンガポールにおける出願を、新規性判断の目的で考慮すべきであり、特許法第14条(3)によれば、「特許出願又は特許に係わる発明の場合の技術水準とは、次の条件が満たされるときは、その発明の優先日以後に公開された他の特許出願に含まれる事項をもまた包含するものと解する。(a) 当該事項が当該他の特許出願に、出願時にも、公開時にも、含まれていたこと、及び(b) 当該事項の優先日が当該発明の優先日よりも早いこと」と説明されている。日本の特許法第29条の2とは異なり、出願人が同一の出願の場合については規定されていない。

「先願」に関する内容は、「6. 発明の単一性」の以下の項目において説明されている。

#### 6. 発明の単一性

##### H. ダブルパテント(Section30(3)(e))(6.87–6.105)

「6.89」には、ダブルパテントの規定が、2つの出願が同一出願人によって出願された

時にも適用されることが説明されている。

「6.92」には、単一性欠如のために分割出願をしたときは、親出願と子出願との間には、ダブルパテントは発生してはならないことが説明されている。

## 1. 2. 6 記載要件

### (1) クレームの記載要件

#### a) サポート要件

クレームのサポート要件については、「5. 出願」の「I. クレームは明細書により裏付けられなければならない (Section 25(5)(c))」の以下の項目において説明されている。

#### 5. 出願

##### I. クレームは明細書により裏付けられなければならない(Section25(5)(c))

###### 5.65–5.69

i. 単なる用語の一致では、十分ではない(5.70–5.71)

ii. 技術的貢献(5.72–5.75)

iii. 実施可能性の要件(5.76–5.81)

iv. 不一致一本質的特徴(5.82–5.84)

v. 結果によるクレーム(5.85–5.92)

vi. 機能によって定義される特徴(5.93–5.96)

vii. パラメータクレーム(5.97–5.98)

viii. リーチ・スルー・クレーム(Reach-through claims)(5.99–5.101)

「viii」には、リーチ・スルー・クレームは、発明を利用して将来その下流で起こるであろう技術革新をも権利範囲に加えようとするクレームのことであり、クレームの範囲は、明細書中では実際には開示されていないがその発明を利用すれば将来開発されるかもしれない範囲、「やがて到達する」範囲を含んでいることが説明されている。リーチ・スルー・クレームに特に関連するシンガポール及び欧州の判例はないが、当該クレームは明細書で公開されている内容を越えた範囲では認められないというコンセンサスはあることが説明されている。

#### b) 明確性の要件

クレームの「明確性の要件」に関する内容は、「5. 出願」の「A. 法定要件」の「5.3」及び同「H. クレームの明確性及び簡潔性(Section 25(5)(b))」において説明されている。

## 5. 出願

### A. 法定要件

#### 5.3

### H. クレームの明確性及び簡潔性(Section 25(5)(b))

#### 5.37-5.39

- i. 不明確な用語(5.40-5.44)
- ii. 相対的な用語(5.45-5.46)
- iii. 「好適な」(Preferred)及び「付加的な」(optional)の定義(5.47-5.50)
- iv. 先行語の欠如(5.51-5.52)
- v. 範囲(5.53-5.60)
- vi. 単一成分のみを有する組成物(5.61)
- vii. 複数の選択肢(5.62-5.64)

「i」には、不明確な用語の例として、「実質上(substantially)」、「約(about)」、「多かれ少なかれ(more or less)」及び「およそ(approximately)」が挙げられている。

「ii」には、「薄い(thin)」「広い(wide)」「強い(strong)」などの相対的用語を使用すべきでないことが説明されている。

「vii」には、「A 及び／又は B」は認められるが、「『A 及び／又は B』及び『X 及び／又は Y』」のように 2 回使用する場合は、明確性や単一性等の問題が生じる可能性があることが説明されている。

「iv」には、「先行語の欠如」とは、以前定義していない用語があるときに発生し、例えば「先述の・・・」のようなものがある。当業者が発明の範囲を理解できないときには明確性欠如による異議がされるべきであることが説明されている。

### c) その他の要件

クレームの記載要件に関するその他の要件に関する内容は、「5. 出願」の以下の項目において説明されている。

## 5. 出願

### B. クレームの数及び番号付与 (Rule 19(6))(5.5-5.9)

### D. 2 部の様式で、又は、単一文として起草されたクレーム(Rule 19(8)) (5.14-5.17)

### E. オムニバスクレーム(Rule 19(9))(5.18-5.20)

### G. クレームは保護が求められる事項を定義すべきである(Section 25(5)(a))

「E」には、オムニバスクレームについて説明されている。

「E」の中の「5.19」には、オムニバスクレームは明細書、図面又は表を参照するクレームであり、例えば、「実質的に本明細書中の実施例に記載してあるような乳児用調製粉乳」のようなクレームをいうことが説明されている。

「E」の中の「5.18」には、特許規則第 19 条(9)によれば、クレームは、発明の技術的特徴に関しては、そのような参照がクレームの理解に不可欠又はクレームの明確性や簡潔性にするために必要でない限り、明細書や図面の参照に依存してはならないことが説明されている。

なお、特許規則第 19 条(9)は以下のとおりである。

「特許規則第 19 条(9) :

クレームは、発明の技術的特徴に関し、発明の説明又は図面の参照に依拠してはならない。ただし、当該参照がクレームの理解のために必要である場合、又はこれがクレームの明確性若しくは簡潔性を高める場合は、この限りでない。」

## (2) 明細書の記載要件

### a) 実施可能要件

実施可能要件に関する内容は、「5. 出願」の中の「F. 十分性」及び「J. 発明の開示」の中の「i. 実施可能な程度の開示」の項目において説明されている。

- 5. 出願
- F. 十分性(Section 25(4))(5.21–5.32)
- J. 発明の開示
- i. 実施可能な程度の開示(5.102–5.106)

「F」には、十分性要件は特許法第 25 条(4)に基づくものであり、クレームのサポート要件(特許法第 25 条(5)(c))とは、異なることが説明されている。

「5.32」には、明細書中のエラーについては、当業者が明らかな間違いを理解でき、どのように訂正すべきかがわかるようなときは、十分性の欠如にはならないことが説明されている。

### b) その他の要件

実施可能性要件以外の明細書の「その他の要件」に関する内容は、「5. 出願」の中の「J. 発明の開示」以下の項目において説明されている。

- 5. 出願
- J. 発明の開示
- iii. 明細書は明確でなければならない(5.114–5.118)

「5.114」には、明細書は当業者に明確な言葉で作成されるべきであり、不要又は関係ないものは避けるべきであることが説明されている。

## 1. 2. 7 情報開示義務

「情報開示義務」に関する内容は説明されていない。

なお、特許法第 29 条(1)(d)には、対応する外国出願の結果を利用したい場合には、補充審査を受けることが可能であるが、その請求の際には、対応する外国出願等の調査及び審査結果を提出することが必要であることが規定されている。

### 「第 29 条(1)(d)」

所定の文書を提出し、補充審査報告の請求を所定の様式で提出する。ただし、以下を条件とする。

(i) 出願人は次の最終結果に依拠すること。

(A) 対応する出願、対応する国際出願又は関連する国内段階の出願の実体に関する調査と審査

(B) 問題の出願の国際段階での調査と実体に関する審査(問題の出願が第 86 条(3)に基づき、シンガポールにおいて国内段階に入っている(シンガポール)特許のための国際出願である場合)

(ii) 問題の出願の各クレームは、場合に応じて、その対応する出願、対応する国際出願又は関連する国内段階の出願、又は、国際段階における問題の出願の 1 つ以上のクレームに関係すること。

(iii) これらの結果に従い、問題の出願の各クレームが、新規性、進歩性(非自明性)及び産業上の利用可能性(又は有用性)を満たすように見えること。」

## 1. 2. 8 補正

「補正」に関する内容は、「7. 補正及び訂正」の以下の項目において説明されている。

### 7. 補正及び訂正

A. 法定要件(7.1－7.5)

B. 特許付与前の補正(Rule 48) (7.6－7.10)

C. 特許付与前の補正における一般的権限(Section 31)(7.11－7.13)

D. 特許付与前の補正の期限(Rule 49) (7.14－7.15)

E. 国内段階での PCT の補正(Section 86(6))(7.16－7.21)

F. 書面による意見書に対する応答 (Rule 46(7))(7.22－7.24)

G. 特許付与後の補正(Rule 52)(7.25－7.28)

H. 補正の許可の可能性(Section 84)(7.29－7.33)

I. 追加された主題についての判断基準(7.34－7.37)

i. 検討の基礎：出願当時の出願書類(7.38－7.42)

ii. 開示の比較：明瞭かつ明確な開示(7.43－7.46)

iii. 早急かつ暗示的な開示(7.47－7.51)



- iv. 当初の開示を超える事項(7.52－7.56)
- v. 出願後に提出されるデータ(7.57－7.60)
- vi. 中間的な概念(7.61－7.67)
- vii. 特定の特徴に関する補正の基準としての包括的な開示(7.68－7.70)
- viii. 特徴の追加及び削除(7.71－7.78)
- ix. 範囲(7.79)
- x. 除くクレーム補正(Disclaimers) (7.80－7.84)
- xi. 国内段階での PCT 補正の許容可能性(7.85－7.89)

#### J. 訂正(Section 107)

「x」には、明細書に根拠がない、除くクレーム補正(undisclosed disclaimer)は懸念されることが説明されている。

### 1. 2. 9 単一性

「単一性」に関する内容は、「6. 発明の単一性」の以下の項目において説明されている。

#### 6. 発明の単一性

- A. 法定要件(6.1－6.4)
- B. シンガポールでの単一性の欠如を判断するためのアプローチ(6.5－6.9)
- C. 一般原則(6.11－6.14)
- D. 発明の単一性判断のアプローチ
  - i. 事前の単一性の欠如(6.15－6.19)
  - ii. 事後の単一性の欠如(6.20－6.30)
  - iii. 文言的又は過度に技術的なアプローチの回避(6.32－6.36)
  - iv. 追加発明の調査のための追加手数料(Rule 45)(6.37－6.39)
  - v. 単一性に関する審査手続(Rule 45)(6.40－6.45)
  - vi. 不当に複雑なクレーム(6.46－6.54)
  - vii. クレームに関する異なる分野の組み合わせ(6.55－6.80)
  - viii. マーカッシュクレーム(6.61－6.72)
  - ix. 中間製品及び最終製品(6.73－6.77)
- E. バイオテクノロジー例(6.78－6.79)
- F. ICT 例(6.80－6.81)
- G. 分割出願(Section 26(11)/Rule 27)(6.82－6.86)
- H. ダブルパテント(Section 30(3)(e))(6.87－6.105)

「B」の中の「6.6」には、シンガポールの審査官は国際調査報告書(ISR)に拘束されず、国際審査官による判断に同意しない可能性もあるが、次のことを条件とすべきであることが説明されている。

- 「(a) 単一性の欠如が ISR 又は外国調査には挙げられていない場合は、単一性の欠如に関する明確な事例があるときのみ
- (b) 単一性に関する拒絶理由が、PCT ガイドラインに規定されている指針に従っており、出願人が当該拒絶理由の根拠を十分理解するために十分理解できる
- (c) 単一性欠如は、特別な技術的特徴を含む、詳細な議論と共に、演繹的に生じていることが望ましい」

「D」の中の「iii」の中の「6.32」には、PCT ガイドラインに一般的な例が記載されているが、実際には単一性の決定は、事例の事実に基づいての個別の問題であることが説明されている。

「F」には、Information & Communication Technology の例が記載されている。

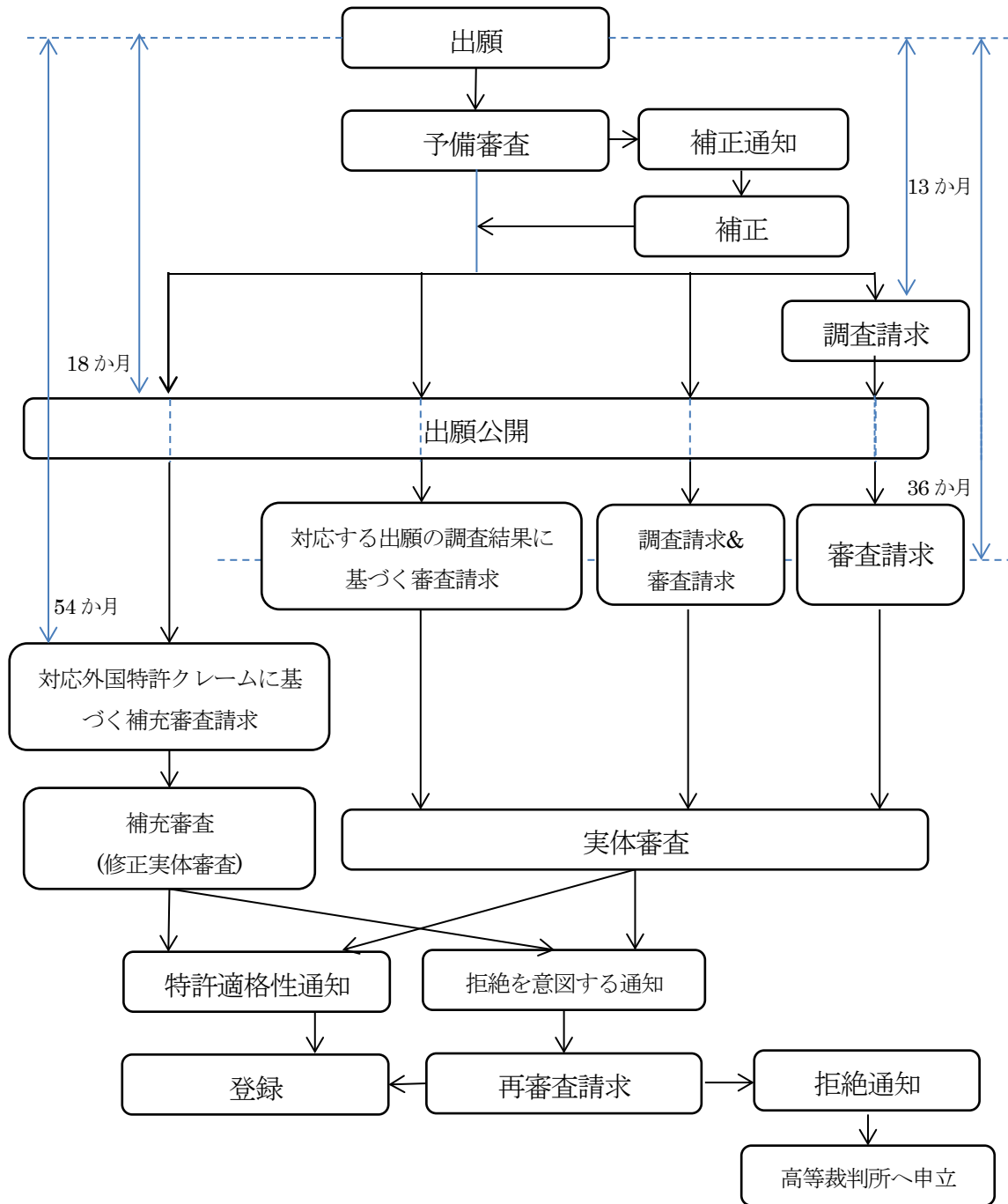
## 1. 2. 10 審査・先行技術調査の進め方

出願がなされると、予備審査(Preliminary Examination)が行われる。審査請求があれば実体審査が行われ、要件を満たす場合は登録される。要件を満たさない場合は、出願拒絶を意図する通知(Notice of Intension to Refuse)が発行され(第 29A 条(3))、出願人は補正書等を提出して再審査を請求(Request for Review)できる(第 29A 条(4))。拒絶理由がないと判断されれば適格性通知(Notice of Eligibility)がされ、拒絶理由がある場合は、拒絶通知(Notice of Refusal)が送付される(第 29B 条(5)(b)(ii))。この通知に対しては、拒絶が確定する前に分割する(第 26 条(11))か、高等裁判所に申立てができる(第 2 条(解釈)、第 90 条)。

実体審査には、「通常の実体審査(Substantive Examination ; 以下「通常実体審査」という。)」と修正実体審査(Modified Substantive Examination)の 2 種類がある。

通常実体審査では IPOS で新規性や進歩性などの審査を行う。対応する外国出願や国際出願に基づく審査請求及びシンガポール知的財産庁への審査請求(「調査請求」を公開前に行うか否かで 2 種類ある)がある。

修正実体審査では、対応する外国出願の外国での最終審査結果を提出することにより、実体審査を行わず補充審査をして登録をする。2014 年 1 月時点で利用できる外国の審査結果は、米国、欧州、英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本及び韓国の知的財産庁における最終審査結果又は特許性に関する国際予備報告(IPRP)での調査結果である。他国で登録されたクレームに合わせて登録することができる。2014 年の改正により他国の審査等で肯定的結果が出ているもののみを登録するように修正された。またこの改正により、シンガポール審査官が補充審査(Supplementary Examination)を行い、形式的要件の審査を行うようになった。



「予備審査」に関する内容は特に説明されていないようである。  
 なお、特許法第 28 条及び特許規則第 34 条に規定されている。

「実体審査」に関する内容は、「第 1 章 序論」の中の「A. 法定要件」及び「B. 証拠の標準」において説明されている。

## 第1章 序論

### A. 法定要件(1.1-1.2)

### B. 証拠の標準(1.3-1.8)

「A」の中の「1.1」には、出願人から調査及び審査、又は、審査の要求を受けると、出願についての以下のことを決めるために審査官から審査を受けることが特許法第29条に規定されている旨説明されている。

「(i) 特許法第13条並びに第25条(4)及び(5)に定める条件を満たすか

(ii) 特許法第84条(1)にいう、追加の事項の何れかを開示するものであるか

(iii) 特許法第84条(2)にいう、出願時に開示された事項を超える事項を開示するものであるか」

「先行技術の調査」に関する説明は、「3. 新規性」の中の「B. 新しい先行技術を挙げること」及び「6. 発明の単一性」の「D. 発明の単一性判断のアプローチ」の「iv. 追加発明の調査のための追加手数料(Rule 45)」において説明されている。

## 3. 新規性

B. 新しい先行技術を挙げること

## 6. 発明の単一性

D. 発明の単一性判断のアプローチ

iv. 追加発明の調査のための追加手数料(Rule 45)(6.37-6.39)

### 1. 2. 1 1 優先審査／早期審査

優先審査制度及び早期審査制度は存在しないものと思われる。ただし、特許審査ハイウェイ(グローバル PPH)は利用可能である。

### 1. 2. 1 2 優先権

優先権に関する内容は、「3. 新規性」の中の「M. 優先日」において優先日について説明されている。

## 3. 新規性

M. 優先日

なお、特許法第17条には、部分優先や複数優先ができることが規定されている。

## 1. 2. 13 特殊出願（分割出願等）

### （1）分割出願

分割出願に関する内容は、「6. 発明の単一性」の「G. 分割出願(Section 26(11)/Rule 27)」において説明されている。

6. 単一性
--------

G. 分割出願(Section 26(11)/Rule 27)
---------------------------------

### （2）その他

シンガポールには、変更出願制度は存在しない。

## 1. 2. 14 存続期間延長

「存続期間延長」に関する内容は説明されていないようである。なお、特許法第 36A 条において、延長制度が規定されている。

## 1. 2. 15 特定技術分野

### （1）コンピュータ・ソフトウェア関連発明

コンピュータ・ソフトウェア関連発明に関する内容は、「8. 特許対象及び産業上の利用可能性」の「A. 法定要件」の「8.3(c)」において説明されている。

8. 特許対象及び産業上の利用可能性
--------------------

A. 法定要件
---------

8.3
-----

(c)
-----

「8.3」には、特許法第 13 条(2)に基づき発明に該当しないものが(a)～(d)まで挙げられており、コンピュータのプログラムは(c)の一つに挙げられている。

「(c) 理論、精神的活動、遊戯又は事業行為のための規則又は方法、あるいはコンピュータの為のプログラム」

## (2) 化学関連発明

化学関連発明に関する内容は、「6. 発明の単一性」の「D. 発明の単一性判断のアプローチ」において説明されている。

- 6. 発明の単一性
  - D. 発明の単一性判断のアプローチ
    - viii. マーカッシュクレーム
    - ix. 中間製品及び最終製品

## (3) 医薬品関連発明

医薬品関連発明に関する内容は、「8. 特許対象及び産業上の利用可能性」の「C. 治療方法」の以下の項目において説明されている。

- 8. 特許対象及び産業上の利用可能性
  - C. 治療方法
    - i. セラピーの定義
    - ii. 治療方法及び非治療方法の両方のクレーム
    - iii. 治療方法及び非治療方法の具体例
    - iv. 薬のパック又はキットのためのクレーム
    - v. 外科的処置
    - vi. 診断

## (4) 生物関連発明

生物関連発明に関する内容は、「8. 特許対象及び産業上の利用可能性」の「D. 倫理」の以下の項目において説明されている。

- 8. 特許対象及び産業上の利用可能性
  - D. 倫理
    - i. ヒトのクローニング
    - ii. 遺伝子、遺伝物質及び胚の特許性

また、「6. 発明の単一性」(発明の単一性)の「E. バイオテクノロジー例」において、生物関連発明の単一性について例示がされている。

- 6. 発明の単一性
  - E. バイオテクノロジー例

## (5) その他の特定技術分野

「その他の特定技術分野」については、説明されていない。

### 1. 2. 16 国際出願(PCT 出願)

「国際出願(PCT 出願)」に関する内容は、「3. 新規性」の中の「L. 『全内容的(Whole of contents)』新規性」において説明されている。

また、国際出願の国内段階での補正については、「7. 補正及び訂正」の「E. 国内段階での PCT の補正(Section 86(6))」及び同「I. 追加された対象の判断基準」の「xi. 国内段階での PCT の補正の特許可能性」において説明されている。

#### 3. 新規性

L. 「全内容的」新規性(3.67~3.69)

#### 7. 補正及び訂正

E. 国内段階での PCT の補正(Section 86(6))

I. 追加された対象の判断基準

xi. 国内段階での PCT の補正の特許可能性

「L」の中の「3.67~3.69」には、PCT 出願がシンガポールの国内段階に入るとシンガポールの法律に従うことが説明されている。

### 1. 2. 17 実用新案

シンガポールには実用新案に該当する制度はない。

【参考】

調査対象国・地域の知的財産権担当官庁及び、  
ウェブサイト公開されている関連法規、審査基準関連資料の情報

1. シンガポール

(1)知的財産庁

- ・ Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)

<http://www.ipos.gov.sg/>

(2)特許関連法規・規則等

- ・ (改正) 2005 年特許法(2014 年 2 月 14 日改正)

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3A%22e82e574-7304-4657-b7c4-54e289938d1d%22%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0>

(英語) (最終アクセス日: 2015 年 2 月 5 日)

- ・ 2014 年特許規則(2014 年 2 月 14 日改正)

特許規則 2007 年改訂版

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=CompId%3Ad8616d60-1349-456a-91a8-4b48d9aa639a;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2Faol%2Fbrowse%2FrelatedSLResults.w3p%3Bletter%3DP%3BpNum%3D1%3Bparent%3D2e82e574-7304-4657-b7c4-54e289938d1d%3Btype%3DactsAll>

(英語) (最終アクセス日: 2 月 5 日)

特許(改正)規則 2014 年

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=CompId%3Adc8b7fc8-aac2-4a53-8d68-6a5a20738ecb;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2Faol%2Fbrowse%2FyearResults.w3p%3BpNum%3D1%3Btype%3DslGaz%3Byear%3D2014;whole=yes>

(英語) (最終アクセス日: 2015 年 2 月 5 日)

特許(改正 No.2)規則 2014 年

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=CompId%3Ae5a06df7-14d2-41af-af4a-3575d0610257;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2Faol%2Fbrowse%2FyearResults.w3p%3BpNum%3D1%3Btype%3DslGaz%3Byear%3D2014;whole=yes>

(英語) (最終アクセス日: 2015 年 2 月 5 日)



- ・特許(法令違反の制裁)規則 2007 年

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3A805745b1-a03a-4aba-99ee-f0da08d1ee4a%20Depth%3A0%20ValidTime%3A01%2F10%2F2007%20TransactionTime%3A01%2F10%2F2007%20Status%3Ainforce;rec=0;whole=yes>

(英語) (最終アクセス日: 2015 年 2 月 5 日)

### (3) 審査基準関連資料

- ① IPOS での特許出願のための審査ガイドライン(Examination Guideline for Patent Application at IPOS)

[http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Patents/Examination%20Guidelines%20for%20Patent%20Applications%20at%20IPOS\\_Feb%202014.pdf](http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Patents/Examination%20Guidelines%20for%20Patent%20Applications%20at%20IPOS_Feb%202014.pdf)

(英語) (最終アクセス日: 2015 年 2 月 5 日)

## 2. インドネシア

### (1) 知的財産庁

- ・ Directorate General of Intellectual Property (DGIPR)

<http://www.dgip.go.id/>

### (2) 特許関連法規・規則等

- ・ (改正)2001 年特許法(2001 年 8 月 1 日施行、法律第 14 号改正)

[http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/uu\\_pp/uunomor142001.pdf](http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/uu_pp/uunomor142001.pdf)

(インドネシア語) (最終アクセス日: 2015 年 2 月 5 日)

[http://www.jpo.go.jp/shiryou/s\\_sonota/fips/pdf/indonesia/tokkyo.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/indonesia/tokkyo.pdf)

(日本語) (最終アクセス日 2015 年 2 月 5 日)

- ・ (改正)1991 年特許規則(1991 年 6 月 11 日施行、政令第 34 号改正)

[http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/uu\\_pp/pp\\_33%201991\\_ttg\\_p\\_dft\\_konsultan\\_paten.pdf](http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/uu_pp/pp_33%201991_ttg_p_dft_konsultan_paten.pdf)

(インドネシア語) (最終アクセス日: 2015 年 2 月 5 日)

[http://www.jpo.go.jp/shiryou/s\\_sonota/fips/pdf/indonesia/tokkyo\\_kisoku.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/indonesia/tokkyo_kisoku.pdf)

(日本語) (最終アクセス日: 2015 年 2 月 5 日)

### (3) 審査基準関連資料: なし